

況在ノ通り

記

事業主側ノ動靜

事業主側ハ従業員ノ動靜ヲ以テ本月六月作業終了後一般従業員ニ對シ現在ノ窮状ヲ述、組合加入停止ニ努力中ナリ

一 破解雇職工側ノ動靜

破解雇職工ハ労働總同盟ニ指導、下ニ復職嘆願書ヲ作成シ各従業員ノ私宅ヲ訪問シ署名、即チ求メ尚組合加入ヲ勧誘中ナリ

一 一般従業員ノ動靜

一般従業員ハ平常通り就業シ居ル又林某及伊藤某ノ兩名ハ解雇職工ニ同情シ一般従業員ヲ煽動シ字議参加ニ導キ居ル等ノ行動アリ、事業主ハ之ヲ解雇ノ方針ナリ

以上及中(通)很候也

労社第四〇七四部

昭和五年十一月十一日

警視總監 丸山 鶴吉

6. 11. 13  
1912

内務大臣 安達謙藏  
社会局長 良一  
各府縣知事 殿

京神大産業用兵衛安和商店 内閣

新榮社製本所労働手議ニ関スル件 (第三根)

要旨 〇〇云陽主ハ労働工ノ覺悟ヲ従業員ノ手取人ノ防止ヲ要スアリ

〇〇新産者ハ云陽主ニ合見備候ニ覺悟セルヲ拒絶セラレタリ

標記製本所ノ労働手議ニ関シマハ既往ノ通りナルカ甚ノ後ノ状況在ノ通り

記